宮崎市事故報告要領

宮崎市における介護保険施設等（居宅サービス含む）及び有料老人ホームでの事故報告について以下の通りとする。

１．目的

介護現場での事故の報告は、事業所から市町村に対してなされるものであるが、報告された事故情報を収集・分析・公表し、広く介護保険施設等に対し、安全対策に有用な情報を共有することは、介護現場での事故の予防・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質向上に資すると考えられる。

２．報告対象

下記の事故については、原則として全て報告すること。

１）死亡に至った事故

２）医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

３）その他（窒息・苦情につながるもの・施設で報告が必要と判断されるもの）

３．報告内容（様式）

高齢者施設・事業所による市町村への事故報告は、別紙様式「事故報告書」を使用すること。

４．報告方法

原則、電子メール等の電磁的方法により行うものとすること。

５．報告期限

２．１）の事故については、第1報は、少なくとも別紙様式の１～６の項目について可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも**５日以内**に行うこと。その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

２．２）３）の事故については、事故発生後速やかに、遅くとも２週間以内に所定の報告を行うこと。

６．対象サービス（介護予防サービスを含む）

居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、ケアハウス、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

７．記録の保管

事故の状況及び対応等は必ず記録し、完結の日から２年間保存すること。

８．留意事項

１）死亡に至った事故については、死亡診断書で老衰や病死など主に加齢を原因とする死因の記載がなされたものは報告不要とする。

２）事故報告書の診断内容の欄には、医療機関を受診した結果を記載してください。なお、治療の期間について確認し、３０日以上の入院又は通院を要する負傷・　疾病については、**「その他」欄に「治療に３０日以上の見込み」と記載すること**。

３）報告後に、事故の対象者の容態が急変して死亡した場合等は、再度事故報告書を提出してください。その際は、第２報、第３報…と記載して報告を行うこと。

９．適用開始年月日

令和７年４月１日以降に発生した事故について適用する。